

2026.10.01

PL レポート <2026 年度第 2 号>

■ 「PL レポート」は年 4 回発行し、PL リスクに関する最新動向に加え、製品安全や食品衛生・食品安全に関する主要トピックスを、分かりやすく紹介します。

製品安全

国内トピックス

○モバイルバッテリーの安全規制強化に向けた動き (2026 年 8 月 31 日 経済産業省)

2026 年 8 月 31 日、第 21 回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会¹が開催され、モバイルバッテリーの今後の改正に向けた方針やスケジュールが示された。

小委員会での報告によると、モバイルバッテリーの製品事故は近年急増しており、事故報告件数は 2021 年の 51 件から 2025 年には 192 件へと約 4 倍に増加している。また、鉄道などの公共交通機関における発煙・発火事故など、火災を伴う事故が複数発生していることから、対策が急務となっている。

小委員会では、モバイルバッテリーの発火リスクに対応した技術基準の強化と安全性や品質管理措置の実施状況の客観的な確認を行う仕組みが必要であるとして、電気用品安全法の政省令の改正による以下の法規制強化案が示された。

No.	法規制強化案	概要
1	技術基準の強化	➤ 内部短絡等による発火リスクに対応した充放電制御の強化や機器セル安全性の強化などの技術基準の強化
2	品質管理措置の義務化	➤ 製造工程における巻きズレや異物混入など、製造・品質管理上の不備に起因する事故が多いことから、異物混入防止や製造工程管理の徹底などの品質管理措置の強化
3	政府の登録を受けた第三者機関による適法性検査の義務化	➤ モバイルバッテリーの製造・輸入事業者に対して、安全性や品質管理措置の実施状況についての客観的な確認を行う仕組みが必要であることから、現行の「自己確認による○PSE 表示」を新たに「第三者適合検査による◇PSE 表示」へ変更 ➤ モバイルバッテリーの販売事業者は「第三者適合検査による◇PSE 表示」のモバイルバッテリーのみ販売が可能

¹ 第 21 回産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会
https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/026.html

これらの改正は、12月の同委員会で改正内容の確認後、2027年2月までに電気用品安全法の政省令の公布、2027年3月施行（経過措置1年）のスケジュールで整備を進める方針としている。

モバイルバッテリーの製造・輸入事業者は、今後、第三者機関における適法性検査が義務づけられる。

これまでも事業者は安全確保の観点から、自主的な取り組みを行ってきたと考えられるが、改めて取り組みの強化が求められる。製造事業者であれば、製造工程管理、異物混入対策、品質管理体制、工場監査、安全設計、リコール対応等の整備、輸入事業者であれば、製造事業者が適切な管理体制を構築し安全性が確保されていることを確認し、輸入しなければならない。また販売事業者についても、バイヤーへの教育・指導による適切な製品の仕入れ、販売員への指導・教育による顧客への適切な情報提供等の対応が求められる。

○家電製品 PL センターが 2025 年度年次報告書を公表

（2026 年 7 月 23 日 一般財団法人家電製品協会家電製品 PL センター）

一般財団法人家電製品協会家電製品 PL センターは、7 月 23 日に「2025 年度家電製品 PL センター年次報告書」²を公表した。

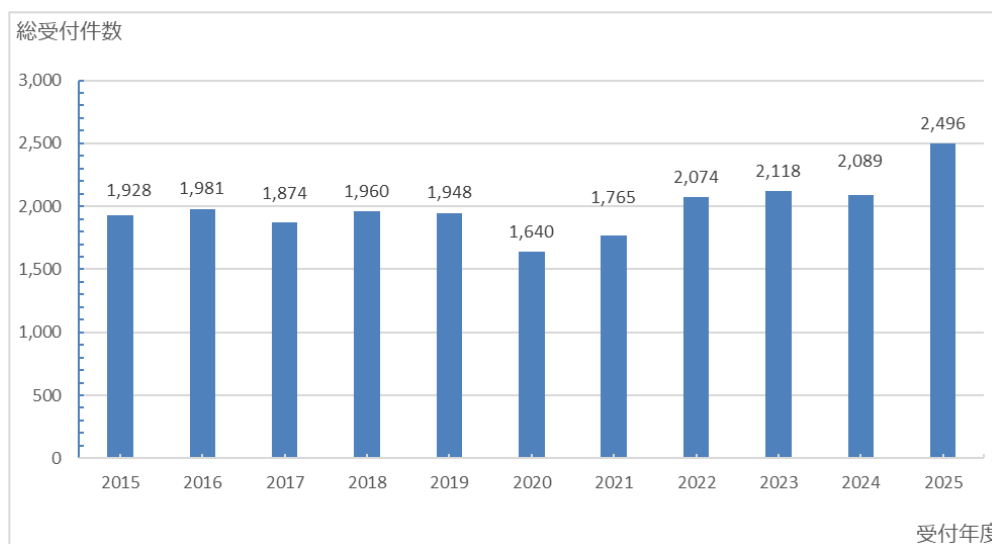
本報告書の概要は次のとおり。

■相談等総受付件数

2025 年度の相談等総受付件数（損害事故相談、一般相談、斡旋案件の総件数）は、2,496 件となり、前年比 119%と増加、1995 年以降で過去最多となった。相談等総受付件数のうち、製品の品質や安全性、苦情等が該当する一般相談が 2,330 件（約 93%）であった。

相談等総受付件数は、2022 年以降、2,000 件を超える件数で推移している。（図表 1 参照）

図表 1 家電製品 PL センター相談等総受付件数推移



2025 年度家電製品 PL センター年次報告書を基にインターリスク総研作成

² 一般財団法人家電製品協会家電製品 PL センター「2025 年度家電製品 PL センター年次報告書」
https://www.aeha.or.jp/plc/houkoku/pdf/nenji_2025.pdf

製品別の受付状況としては、ルームエアコン（523 件：前年比 141%）、洗濯機（239 件：前年比 131%）、冷蔵庫（203 件：前年比 120%）となっている。

図表 2 相談等総受付件数（2025 年度の上位 10 位の製品）

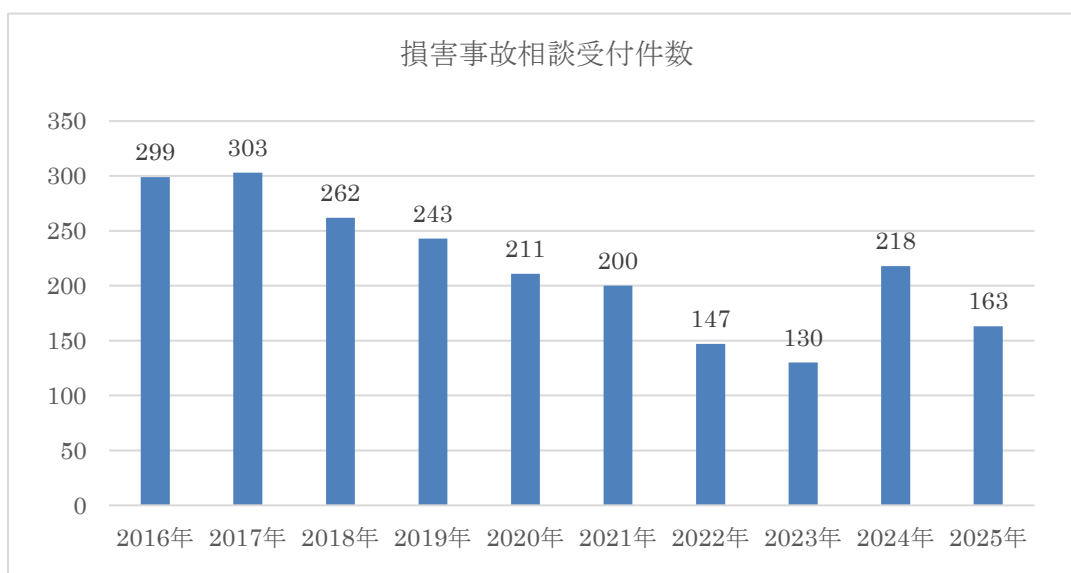
	製品名	受付件数	前年比
1 位	ルームエアコン	523	141%
2 位	洗濯機	239	131%
3 位	冷蔵庫	203	120%
4 位	テレビ	175	102%
5 位	パソコン（含むタブレット）	123	106%
6 位	掃除機	89	107%
7 位	電子レンジ	86	146%
8 位	スマホ・携帯電話	44	110%
9 位	ヘアドライヤー	43	113%
10 位	炊飯器	32	82%

上記相談等総受付は一般消費者、事業者、行政、その他からの受付件数の合計であり、約 8 割は一般消費者からの相談である。件数上位の製品についても同様の傾向であり、ルームエアコンは 523 件中 511 件（約 98%）、洗濯機は 239 件中 208 件（約 87%）となっている。

■ 損害事故相談受付件数

生命や身体、財産等への被害が生じた事故等が該当する損害事故相談受付件数は、163 件（前年比 75%）であった。

図表 3 損害事故相談受付件数（過去 10 年の推移）



2025 年度家電製品 PL センター年次報告書を基にインターリスク総研作成

2025 年度においては、上記のとおり損害事故相談件数が前年比 75%と減少したものの、相談等総受付件数は増加している。

相談等総受付件数の約 93%を占める一般相談の内容は、故障に関連するものや、メーカーの対応への不満等が多い。事業者としては、製品の安全性の確保はもちろんのこと、製品販売後の対応についても、より適切な対応が求められると考えられる。事業者においては、自社情報のみならず、同センターや消費者団体等、様々な組織・団体等と情報共有などを積極的に進め、一般消費者からの問い合わせへの適切な対応や迅速な情報発信等を実施するとともに、使いやすい、わかりやすい製品を提供することが望まれる。

出典：一般財団法人家電製品協会家電製品 PL センター「2025 年度家電製品 PL センター年次報告書」

https://www.aeha.or.jp/plc/houkoku/pdf/nenji_2025.pdf

食品安全

国内トピックス

○消費者庁、栄養機能食品に関する食品表示基準の一部を改正へ
(2026 年 7 月 17 日、消費者庁)

栄養機能食品は、特定の栄養成分の補給を目的として、その栄養成分の機能を表示できる食品である。制度創設以降、機能表示が可能な栄養成分の追加や、栄養成分の下限值・上限値の見直しなど、部分的な改正が行われてきた。

一方で、栄養成分の機能表示や摂取する上での注意事項の文言については長らく見直しが行われておらず、現行の「日本人の食事摂取基準」との乖離が指摘されていた。こうした状況を踏まえ、消費者庁は検討会を開催し、2025 年度から 2026 年度にかけて改正案の検討を行った。改正基準は今後公布・施行される予定であり、経過措置期間は 2030 年 3 月 31 日までとされている。

① 栄養成分の基準値（下限値・上限値）

栄養機能食品における栄養成分の下限值・上限値は、「日本人の食事摂取基準」を踏まえて定められているが、最新の 2025 年版との間にずれが生じていたことが課題であった。下限値は栄養素等表示基準値の 30% を基本とし、上限値については、過剰摂取による健康被害を防ぐ観点から検討された。なお、上限値・下限値が改正されたのは一部の栄養成分である。

図表1 栄養機能食品の下限値または上限値に変更があった栄養成分

凡例: △現行から増、▼現行から減、—変更なし

栄養成分	下限値			上限値		
	現行	改正案	増減	現行	改正案	増減
亜鉛	2.64mg	2.55mg	▼	15mg	17mg	△
カルシウム	204mg	210mg	△	600mg	600mg	—
鉄	2.04mg	1.95mg	▼	10mg	10mg	—
銅	0.27mg	0.24mg	▼	6.0mg	4.6mg	▼
マグネシウム	96mg	96mg	—	300mg	320mg	△
パントテン酸	1.44mg	1.65mg	△	30mg	30mg	—
ビタミン B ₁	0.36mg	0.30mg	▼	25mg	25mg	—
ビタミン B ₁₂	0.72μg	1.20μg	△	60μg	60μg	—
ビタミン D	1.65μg	2.70μg	△	5.0μg	5.0μg	—
ビタミン E	1.89mg	1.95mg	△	150mg	150mg	—

② 栄養成分の機能の文言

栄養成分の機能の文言は、制度の創設時に「第六次改定日本人の栄養所要量—食事摂取基準—」等に基づき設定されていたが、「令和元年度栄養素等表示基準値の改定に関する調査事業報告書」において、食事摂取基準に記載された機能のエビデンスと乖離が生じていること、策定から約 20 年経過しており、最新の科学的根拠を踏まえた表示内容への見直しが求められる

ことが指摘されていた。今回、最新の科学的知見や消費者の理解しやすさを踏まえた見直しが行われ、亜鉛および銅では一部文言が削除され、ナイアシン、ビタミン B2、ビタミン C およびビタミン K では文言が追加されるなどの結果となった。

また、あわせて「～を助ける栄養素です。」や「～に必要な栄養素です。」等複数あった文末表現も整理・統一された。

③ 摂取をする上での注意事項

摂取をする上での注意事項は、過剰摂取や禁忌による健康被害を防止する観点から設けられているが、現行の表示は制度創設以降、大きな見直しがなかった。設定された背景、根拠等を確認の上、日本人の食事摂取基準（2025 年版）、通知、指針、食品衛生基準科学研究の結果等を参考に見直しが行われた。

現行の注意事項である「すべての栄養成分に共通する注意事項」「乳幼児・小児に対する注意事項」「特定の栄養成分に対する注意事項」は引き続き表示することになったのに加え、特定の栄養成分に対する注意事項であることを明確にする観点から、亜鉛、マグネシウムおよびビタミン A の注意喚起表示には、栄養成分名を追記することとした。

本改正により、配合量の調整やパッケージ改訂が必要となるため、栄養機能食品を扱う事業者においては、改訂スケジュールの管理と表示切り替えの準備が求められる。

出典：栄養機能食品について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_nutrient_function_claims/

栄養機能食品に関する食品表示基準の一部改正について（2026 年 8 月）

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/doc/260806_shiryou2.pdf

令和 7 年度 栄養機能食品に関する検討会取りまとめ

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/doc/260806_sankou2.pdf

解説コーナー | 食品安全マネジメントシステム FSSC22000_V7 への対応における留意点

第 2 回 新 PRP 規格の主な変更点と PRP 関連文書の見直しポイント

はじめに

前回は、FSSC22000_V7（以下「V7」という）への改訂理由、Version 6.0（以下「V6」という）からの主な変更点および移行対応について解説した。

V7 では、前提条件プログラム（Prerequisite Programs：PRP）の参照規格が見直された。PRP は食品安全マネジメントシステム（FSMS）の基盤であり、製造、品質保証、設備保全、購買、物流・倉庫等、多くの部門に関係する。このため、箇条番号の読み替えや文書上の差分対応にとどまらず、既存の一般衛生管理および現場運用が、新たな規格体系の下でも有効に機能しているかを組織横断で確認する必要がある。

本稿では、一般的な加工食品メーカーを対象に、V7 で適用する ISO 22002 シリーズの構成、旧 ISO/TS 22002-1 からの主な追加・明確化事項、および V7 の追加要求事項も踏まえた PRP 関連文書の見直しポイントについて解説する。

1. V7で適用する ISO 22002 シリーズの構成

一般的な加工食品メーカーは、V6 までは主に ISO/TS 22002-1 に基づき PRP を整備してきたが、V7 では、食品・飼料・食品包装材・輸送等のサプライチェーンに共通する要求事項を定めた ISO 22002-100:2025 と、食品製造業固有の要求事項を定めた ISO 22002-1:2025 とを組み合わせ適用していく必要がある（以下、規格末尾の「:2025」は省略し、両規格を「新 PRP 規格」という）。

図表 1 に、加工食品メーカーに適用される PRP 規格の構成と、PRP の実効性を補完・強化する FSSC 22000 の追加要求事項に関連する主な管理項目を示す。

図表 1 食品メーカーに適用される PRP 規格および関連する主な管理項目

規格・要求事項	主な位置付け	主な管理項目
ISO 22002-100:2025	食品や飼料、食品包装材、輸送等のサプライチェーンに共通する PRP 要求事項	敷地・施設、ユーティリティ、有害生物防除、廃棄物、設備、購入材料、保管・輸送、清掃・洗浄、従業員衛生、食品防御・食品偽装等
ISO 22002-1:2025	食品、原料、ペットフード等の加工に関する追加要求事項	食品製造工程における排水、ボイラー用化学薬品、バルク原料受け入れ、微生物・アレルゲン・物理的・化学的汚染の予防、手直し等
FSSC22000_V7 の追加要求事項	PRP の実効性を補完・強化する FSSC22000 の追加要求事項	サービスと購入資材の管理、ラベリング、食品防御、食品偽装対策、食品安全・品質文化、品質管理、設備管理、食品ロス・廃棄物等

なお、自社で樹脂レジン等から食品接触容器を製造し、その容器に食品を充填する事業所では、ISO 22002-4 の適用要否も確認する必要がある。適用規格は認証範囲、製品および活動内容により異なるため、判断に迷う場合は早い段階で認証機関に確認することを推奨する。

2. 新 PRP 規格における主な変更点と取り組み例

旧 ISO/TS 22002-1 から新 PRP 規格への移行では、箇条構成の再編や表現の整理に加え、新たに独立した要求事項や、管理対象、責任、力量、確認方法および異常時対応等が具体化された事項がある。図表 2 に、明確化ないし追加事項の観点から主な変更点と取り組み例を示す。

図表 2 新 PRP 規格の主な変更点（追加事項・明確化事項）と取り組み例（一例）

管理事項	参照箇条	主な変更点	取り組み例
敷地・周辺環境の管理	◆ISO 22002-100 4.1、4.2	【明確化】 ● 敷地・施設内外の汚染源（近隣工事、浸水、有害生物の発生源、廃棄物等）の考慮 ● 対策の有効性に関する定期的見直し	➢ 定期的な周辺環境点検 ➢ 近隣工事、豪雨・浸水時の臨時点検および結果の記録
ユーティリティおよび照明	◆ISO 22002-100 6.1～6.5 ◆ISO 22002-1 6.2、6.6	【明確化】 ● 水、空気、蒸気、圧縮空気等の品質および保守活動による影響の管理 ● 製品の欠陥、異物、汚れを検出可能な照明の確保	➢ ユーティリティごとの接触可能性、管理基準、点検方法の整理 ➢ 目視選別、異物確認、清掃点検箇所の適正照度の確保
有害生物防除	◆ISO 22002-100 7.1～7.6	【明確化】 ● 薬剤使用時の食品安全への影響確認 ● 責任者の力量、薬剤の適切性、委託先報告書確認、是正処置	➢ 薬剤使用内容および製品影響の記録 ➢ 委託先報告書における傾向、異常、是正処置、完了状況の確認

管理事項	参照箇条	主な変更点	取り組み例
廃棄物、食品ロスおよび再利用・再使用	◆ISO 22002-100 8.1～8.3	【追加事項】 ● 食品ロス・食品廃棄物の管理対象としての明示 ● 再利用・再使用品の識別、保管、清潔度、使用前確認およびトレーサビリティ	➢ 廃棄物、食品ロス、再資源化・再利用対象物の区分および保管ルールの設定 ➢ 再利用・再使用容器・パレットの使用可否基準、清掃・点検、トレーサビリティの確保
設備の適切性および保守	◆ISO 22002-100 9.1～9.3	【明確化】 ● 衛生設計・清掃保守性に加えた、食品安全上必要なパラメータの監視・検証 ● 保守後の清掃、点検および汚染物質除去	➢ 対象設備ごとの管理パラメータ、監視・検証方法、点検頻度の整理 ➢ 工具、部品、切粉等の残存、清掃・消毒、試運転結果の確認
購入材料、発送および輸送	◆ISO 22002-100 10.3、11.2、11.3 ◆ISO 22002-1 10	【明確化】 ● 受け入れ時の配送車両、温度記録等の確認および発送前の物流ユニット点検 ● 車両・コンテナの点検・清掃記録、バルク輸送の履歴管理	➢ 受け入れ時の荷室の清潔さ、封印、害虫、温度記録等の確認 ➢ 契約書・仕様書への輸送条件および異常時連絡方法の明記
化学的汚染の予防	◆ISO 22002-1 12.5	【追加事項】 ● 化学的汚染予防に関する独立した要求事項化 【明確化】 ● 化学物質の選定、表示、保管、使用者の力量および汚染時対応	➢ 化学物質台帳による用途、保管場所、使用条件、食品接触可能性の整理 ➢ 誤使用・漏えい時の隔離、影響評価、連絡手順の設定
要員衛生、来訪者および請負業者管理	◆ISO 22002-100 14.1、14.6～14.8	【明確化】 ● 手袋着用時を含む手洗いの実施時期および電子タバコを含む要員行動の管理 ● 来訪者・請負業者への衛生ルールの周知および監督	➢ 手洗い手順への手袋着用・交換前、休憩後、飲食後、喫煙後等の明記 ➢ 入場前の衛生教育、体調・ケガの申告、保護着、立ち入り範囲等の運用
食品防御および食品偽装対策	◆ISO 22002-100 16.1～16.3	【追加事項】 ● 食品偽装対策の PRP 要求事項としての明示 【明確化】 ● 食品防御・食品偽装における脅威・脆弱性評価、軽減策、教育、周知および見直し	➢ 担当者の選任および教育 ➢ 設備・原料供給者の変更、不審事案、社会情勢変化時の臨時見直し

【追加事項】旧規格では独立して明示されていなかった事項または新 PRP 規格で新たに管理対象として明示された事項※

【明確化】旧規格にも関連する要求はあったものの、対象範囲、責任、管理方法または確認内容等が具体化された事項

※旧規格に同趣旨の管理が全く存在しなかったことまでを意味するものではない。

上記の取り組み例は、新たな帳票を増やすことを意図するものではない。既存の作業標準書、点検記録等を見直し、確認者、評価結果、是正処置等の必要な情報を追記することで対応できる場合も多い。自社の製品、工程およびリスクに照らして、ブラッシュアップの必要性を判断することが重要である。

3. V7の追加要求事項を踏まえた PRP 関連文書の見直しポイント

V7の追加要求事項には、PRPの運用を補完・強化する項目が含まれる。このため、新 PRP 規格への対応にとどめず、V7の追加要求事項との整合も確認する必要がある。PRP 関連文書を見直す際に両者をあわせて確認することで、文書間の重複を整理し、既存の記録を活用できる場合がある。

図表3に、V7の追加要求事項のうち、PRP 関連文書の見直し時に確認すべき代表的な項目を示す。

図表3 V7の追加要求事項を踏まえたPRP関連文書の主な確認事項

V7の追加要求事項	関連するPRP管理	文書・記録の主な確認事項
2.5.6 アレルゲンの管理	アレルゲン	アレルゲン一覧、交差接触のリスク評価、製造順序、洗浄、検証、教育、年1回以上の見直し等
2.5.7 環境モニタリング	環境衛生・微生物管理	病原菌・腐敗菌・指標菌のモニタリング、傾向分析、モニタリングプログラムの定期見直し等
2.5.10 輸送、保管および倉庫	保管・輸送	先入れ先出し、倉庫管理、輸送タンク使用時の洗浄および供給者との合意文書・仕様書による管理等
2.5.11 ハザード管理および交差汚染防止手段	異物・交差汚染防止	異物検出装置の必要性の評価、装置管理、ガラス・硬質プラスチックの破損管理等
2.5.12 PRP検証	PRPの現場確認	全PRPの実施状況、施設・設備・環境の状態に関するリスクに基づく現場検証等
2.5.15 設備管理	設備・保全	購入仕様、衛生設計、供給者による仕様適合の証拠、変更管理、試運転記録

文書改訂担当部門だけで対応するのではなく、購買、品質保証、製造、設備保全、商品開発、物流・倉庫等の関係部門が、現場運用と照合しながら確認・見直しを進めることが重要である。

おわりに

本稿では、一般的な加工食品メーカーを対象に、新PRP規格の構成、旧ISO/TS 22002-1からの主な変更点、およびPRP関連文書の見直しポイントを整理した。今回のPRP移行では、規格番号や文書表現を整えるだけでなく、既存の管理が新たな規格体系の下でも現場で有効に機能していることを確認する必要がある。既存の規程、記録および現場運用を活用し、不足する管理を優先して補うことで、現場負担を抑えながらV7への移行を進めることが期待できる。

次回は、V7対応で比較的高い優先度の高い「食品安全・品質文化の醸成」および「食品防御・食品偽装対策」について、食品事業者における取り組み例を交えて解説する予定である。

以上

文責：リスクマネジメント第三部 リスク・クライシスマネジメントグループ

本レポートはメディア報道など公表されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の食品安全対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS&AD インターリスク総研株式会社 2026

MS&AD インターリスク総研は、2024 年 4 月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、
最新ノウハウを
得ることが困難に…

リスク対策を
効率化したいが、
リソースが足りない…

情報セキュリティや
BCPなどのリスク対策が
進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&AD-インターリスク総研の知見をフル活用
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

